

令和5年11月岡山県議会定例会追加提出予定案件

令和5年12月13日

件 名	内 容		
1 予算案件 (7)	(単位：千円)		
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一般会計 令和5年度岡山県一般会計補正予算(第5号)	811,976,478	32,345,656	844,322,134
特別会計 令和5年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	173,559,181	581	173,559,762
令和5年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)	1,801,245	751	1,801,996
令和5年度岡山県造林事業等特別会計補正予算(第2号)	33,680,503	107	33,680,610
企業会計 令和5年度岡山県営電気事業会計補正予算(第2号)	3,508,864	5,451	3,514,315
令和5年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)	5,480,612	5,665	5,486,277
令和5年度岡山県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	9,219,384	646,554	9,865,938
2 条例案件 (1)	別紙のとおり		
3 その他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する和解について 1件	

題 名	提 案 課	概 要																													
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人 事 課	<p>令和5年10月4日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員給与条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 初任給調整手当の改定 初任給調整手当の最高支給限度額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="552 947 1394 1236"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">月 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>414,800円</td> <td>415,600円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>50,800円</td> <td>51,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当の改定</p> <p>ア 令和5年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合 令和5年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。（（ ）内は、特定幹部職員の支給割合）</p> <p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="646 1520 1190 1720"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の120 (100分の100)</td> <td>100分の125 (100分の105)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の100 (100分の120)</td> <td>100分の105 (100分の125)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1" data-bbox="646 1814 1190 2013"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>100分の67.5 (100分の57.5)</td> <td>100分の70 (100分の60)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>100分の47.5 (100分の57.5)</td> <td>100分の50 (100分の60)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月 額		現 行	改 定 後	行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	414,800円	415,600円	行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	50,800円	51,100円	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の120 (100分の100)	100分の125 (100分の105)	勤勉手当	100分の100 (100分の120)	100分の105 (100分の125)	区 分	現 行	改 定 後	期末手当	100分の67.5 (100分の57.5)	100分の70 (100分の60)	勤勉手当	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の50 (100分の60)
区 分	月 額																														
	現 行	改 定 後																													
行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	414,800円	415,600円																													
行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	50,800円	51,100円																													
区 分	現 行	改 定 後																													
期末手当	100分の120 (100分の100)	100分の125 (100分の105)																													
勤勉手当	100分の100 (100分の120)	100分の105 (100分の125)																													
区 分	現 行	改 定 後																													
期末手当	100分の67.5 (100分の57.5)	100分の70 (100分の60)																													
勤勉手当	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の50 (100分の60)																													

題 名	提 案 課	概 要																																								
		<p>イ 令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。()内は、特定幹部職員の支給割合)</p> <p>(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="660 651 1342 1003"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の120 (100分の100)</td> <td>100分の122.5 (100分の102.5)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の125 (100分の105)</td> <td>100分の122.5 (100分の102.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の100 (100分の120)</td> <td>100分の102.5 (100分の122.5)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の105 (100分の125)</td> <td>100分の102.5 (100分の122.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1" data-bbox="660 1104 1342 1451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の67.5 (100分の57.5)</td> <td>100分の68.75 (100分の58.75)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の70 (100分の60)</td> <td>100分の68.75 (100分の58.75)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の47.5 (100分の57.5)</td> <td>100分の48.75 (100分の58.75)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の50 (100分の60)</td> <td>100分の48.75 (100分の58.75)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>3 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 令和5年度の期末手当の支給割合の改定 令和5年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="635 1749 1067 1850"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の165</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定 期末手当の支給割合を次のように改める。</p>	区 分	支給期	令和5年度	令和6年度以降	期末手当	6月	100分の120 (100分の100)	100分の122.5 (100分の102.5)	12月	100分の125 (100分の105)	100分の122.5 (100分の102.5)	勤勉手当	6月	100分の100 (100分の120)	100分の102.5 (100分の122.5)	12月	100分の105 (100分の125)	100分の102.5 (100分の122.5)	区 分	支給期	令和5年度	令和6年度以降	期末手当	6月	100分の67.5 (100分の57.5)	100分の68.75 (100分の58.75)	12月	100分の70 (100分の60)	100分の68.75 (100分の58.75)	勤勉手当	6月	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の48.75 (100分の58.75)	12月	100分の50 (100分の60)	100分の48.75 (100分の58.75)	現 行	改 定 後	100分の165	100分の175
区 分	支給期	令和5年度	令和6年度以降																																							
期末手当	6月	100分の120 (100分の100)	100分の122.5 (100分の102.5)																																							
	12月	100分の125 (100分の105)	100分の122.5 (100分の102.5)																																							
勤勉手当	6月	100分の100 (100分の120)	100分の102.5 (100分の122.5)																																							
	12月	100分の105 (100分の125)	100分の102.5 (100分の122.5)																																							
区 分	支給期	令和5年度	令和6年度以降																																							
期末手当	6月	100分の67.5 (100分の57.5)	100分の68.75 (100分の58.75)																																							
	12月	100分の70 (100分の60)	100分の68.75 (100分の58.75)																																							
勤勉手当	6月	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の48.75 (100分の58.75)																																							
	12月	100分の50 (100分の60)	100分の48.75 (100分の58.75)																																							
現 行	改 定 後																																									
100分の165	100分の175																																									

題 名	提 案 課	概 要																																						
		<table border="1" data-bbox="635 427 1177 577"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の175</td> <td>100分の170</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="544 607 1449 685">4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p data-bbox="571 707 810 741">(1) 給料月額の設定</p> <p data-bbox="619 757 1201 790">現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p data-bbox="571 808 810 842">(2) 期末手当の設定</p> <p data-bbox="595 857 1054 891">ア 令和5年度の期末手当の支給割合</p> <p data-bbox="647 907 1337 940">令和5年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="635 969 1067 1072"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の165</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="595 1102 1107 1135">イ 令和6年度以降の期末手当の支給割合</p> <p data-bbox="647 1151 1145 1184">期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="635 1214 1177 1364"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の175</td> <td>100分の170</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="544 1395 1449 1473">5 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p data-bbox="571 1496 1190 1529">(1) 基本報酬の額に係る時間単価額の上限額の改定</p> <p data-bbox="619 1545 1449 1579">現行の基本報酬の額に係る時間単価額の上限額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 1608 986 2011"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>1,460円</td> </tr> <tr> <td>教育職(一)</td> <td>1,560円</td> </tr> <tr> <td>教育職(二)</td> <td>1,560円</td> </tr> <tr> <td>研究職</td> <td>1,530円</td> </tr> <tr> <td>医療職(一)</td> <td>2,050円</td> </tr> <tr> <td>医療職(二)</td> <td>1,420円</td> </tr> <tr> <td>医療職(三)</td> <td>1,660円</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	令和5年度	令和6年度以降	6月	100分の165	100分の170	12月	100分の175	100分の170	現 行	改 定 後	100分の165	100分の175	支給期	令和5年度	令和6年度以降	6月	100分の165	100分の170	12月	100分の175	100分の170	職種	上限額	事務職	1,460円	教育職(一)	1,560円	教育職(二)	1,560円	研究職	1,530円	医療職(一)	2,050円	医療職(二)	1,420円	医療職(三)	1,660円
支給期	令和5年度	令和6年度以降																																						
6月	100分の165	100分の170																																						
12月	100分の175	100分の170																																						
現 行	改 定 後																																							
100分の165	100分の175																																							
支給期	令和5年度	令和6年度以降																																						
6月	100分の165	100分の170																																						
12月	100分の175	100分の170																																						
職種	上限額																																							
事務職	1,460円																																							
教育職(一)	1,560円																																							
教育職(二)	1,560円																																							
研究職	1,530円																																							
医療職(一)	2,050円																																							
医療職(二)	1,420円																																							
医療職(三)	1,660円																																							

題名	提案課	概要													
		<p>(2) 令和5年度の期末手当の支給割合の改定 令和5年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 551 1042 651"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の120</td> <td>100分の125</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 801 1150 952"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の122.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の125</td> <td>100分の122.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 勤勉手当の支給</p> <p>ア 任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を含む。）であって、基準日に在職するもののうち、週当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものに対して、当該短時間勤務会計年度任用職員の基準日以前において任命権者が定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に勤勉手当を支給することとする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>イ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とすることとする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこととする。</p> <p>ウ イの勤勉手当基礎額は、短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、期末手当基礎額と同様に算定する。</p> <p>エ 短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、岡山県職員給与条例の規定を準用する。</p>	現行	改定後	100分の120	100分の125	支給期	令和5年度	令和6年度以降	6月	100分の120	100分の122.5	12月	100分の125	100分の122.5
現行	改定後														
100分の120	100分の125														
支給期	令和5年度	令和6年度以降													
6月	100分の120	100分の122.5													
12月	100分の125	100分の122.5													

題 名	提 案 課	概 要																													
		<p>6 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料の上限額の改定</p> <p>現行の給料の上限額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 600 986 999"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>236,100円</td> </tr> <tr> <td>教育職（一）</td> <td>253,800円</td> </tr> <tr> <td>教育職（二）</td> <td>253,000円</td> </tr> <tr> <td>研究職</td> <td>248,800円</td> </tr> <tr> <td>医療職（一）</td> <td>332,600円</td> </tr> <tr> <td>医療職（二）</td> <td>229,800円</td> </tr> <tr> <td>医療職（三）</td> <td>268,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和5年度の期末手当の支給割合の改定</p> <p>令和5年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 1149 1040 1249"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の120</td> <td>100分の125</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定</p> <p>期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="608 1400 1150 1550"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の122.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の125</td> <td>100分の122.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 勤勉手当の支給</p> <p>ア 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であって、基準日に在職するものに対して、当該会計年度任用職員の基準日以前において任命権者が定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に勤勉手当を支給することとする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とす</p>	職種	上限額	事務職	236,100円	教育職（一）	253,800円	教育職（二）	253,000円	研究職	248,800円	医療職（一）	332,600円	医療職（二）	229,800円	医療職（三）	268,900円	現 行	改 定 後	100分の120	100分の125	支給期	令和5年度	令和6年度以降	6月	100分の120	100分の122.5	12月	100分の125	100分の122.5
職種	上限額																														
事務職	236,100円																														
教育職（一）	253,800円																														
教育職（二）	253,000円																														
研究職	248,800円																														
医療職（一）	332,600円																														
医療職（二）	229,800円																														
医療職（三）	268,900円																														
現 行	改 定 後																														
100分の120	100分の125																														
支給期	令和5年度	令和6年度以降																													
6月	100分の120	100分の122.5																													
12月	100分の125	100分の122.5																													

題 名	提 案 課	概 要
		<p>る。</p> <p>イ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とすることとする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこととする。</p> <p>ウ イの勤勉手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>エ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、岡山県職員給与条例の規定を準用する。</p> <p>7 職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、勤勉手当を支給することとする。</p> <p>8 その他規定の整備を行う。</p> <p>9 施行期日等</p> <p>(1) この条例は、公布の日（1(3)イ、3(2)、4(2)イ、5(3)及び(4)、6(3)及び(4)並びに7は、令和6年4月1日）から施行する。</p> <p>(2) 1(1)及び(2)、2、4(1)、5(1)並びに6(1)は令和5年4月1日から、1(3)ア、3(1)、4(2)ア、5(2)及び6(2)は同年12月1日から適用する。</p>